隠岐の島町耐震改修促進計画

平成 22 年 3 月

島　根　県　隠　岐　の　島　町

― 目 次 ―

第１章　耐震改修促進計画の基本的事項
１－１．計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（１）計策策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（２）法律の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
１－２．促進計画の位置づけ及び内容等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（１）計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（２）促進計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（３）対象建築物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（４）促進計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
（５）促進計画の計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
１－３．用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

第２章　建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題
２－１．隠岐の島町の自然特性及び地域特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（１）位　置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（２）気　象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
（３）地　勢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
２－２．地震の災害履歴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
（１）全国において近年発生した大規模地震　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
（２）隠岐の島町近辺（島根県近辺）で発生した主な地震　・・・・・・・・・・・・　13
（３）隠岐の島町での地震災害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
（４）その他の自然災害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
２－３．隠岐の島町付近で想定される地震の規模　・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
（１）地域防災計画（震災編）による想定被害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
（２）耐震化マップによる危険家屋の想定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
２－４．建築物の耐震化の現状と目標設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
（１）住宅の現状と目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
（２）特定建築物の現状と目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23

第３章　建築物の耐震化目標を達成するための施策
３－１．施策の基本的な取り組み方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
（１）耐震化事業にける役割分担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
（２）重点的に耐震化を図る地域及び建築物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33

３－２．耐震診断・耐震改修を行うための支援策　・・・・・・・・・・・・・　34
３－３．耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策　・・・・・・・・　35
（１）耐震診断・耐震改修を行うための支援策　・・・・・・・・・・・・・　35
（２）安心して耐震診断・耐震改修ができる環境整備　・・・・・・・・・　37
（３）地震時の総合的な安全対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38
３－４．耐震化に関する意識の啓発及び知識の普及に関する施策　・・・・　44
（１）耐震化マップの作成及び公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44
（２）リフォームにあわせた耐震改修の誘導　・・・・・・・・・・・・・　44
（３）自治会との連携・取り組み支援策　・・・・・・・・・・・・・・・・　44
（４）防災教育の普及促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44
３－５．耐震改修促進法及び建築基準法による指導、公表等の実施　・・・　45
（１）関係団体による協議会の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45
（２）技術者ネットワークを活用した耐震改修の促進　・・・・・・・・・　45
（３）地震保険の加入促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45
（４）耐震診断・耐震改修マーク表示制度の普及　・・・・・・・・・・・　46
（５）住宅性能表示制度の活用促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47

第１章　耐震改修促進計画の基本的事項

１－１．計画策定の背景

（１）計画策定の背景

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数は 5,502 人（参考資料１：警察白書平成 7 年版）にのぼり、死者数の約 9 割が建築物の倒壊や家具の転倒に起因したものと報告されている。同震災では、現行の建築基準法の構造基準を満たしていない昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じた。

このような背景から昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物について、現行基準と同等の耐震性能を有することを目的として、平成 7 年 12 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が施行された。その後、近年発生した鳥取県西部地震（平成 12 年）、新潟県中越地震（平成 16 年）、福岡県西方沖地震（平成 17 年）など大規模地震の発生のほか、東海地震、東南海・南海地震など大きな被害が想定される地震の発生が危惧されている。このような状況から、中央防災会議が開かれ、東海・東南海・南海地震の想定される被害の半減化や、住宅や特定建築物の耐震化率の目標を 9 割にする事等が議論され、平成 18 年 1 月に耐震改修促進法の改正法が施行された。この改正法では、第 4 条で国土交通大臣は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、第 5 条第 1 項で、都道府県はこの基本方針に基づき都道府県計画を策定する事が義務付けられた。また同条第 7 項で、市町村は基本方針および都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村における区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとしている。

このことを受けて島根県では平成 19 年 2 月に『島根県建築物耐震改修促進計画』を定めている。隠岐の島町でも町の実情に応じた計画策定の必要があることから、県計画では補いきれない内容を踏まえた『隠岐の島町建築物耐震改修促進計画』の策定を行う。この計画により今後起こりうる地震から建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の被害を未然に防止するとともに、防災性を高めて安全で安心な街づくりを目指すものである。

阪神・淡路大震災

地震による直接的な死者数は 5,502 人

地震による木造家屋の倒壊 ⇒

（神戸市ホームページより ）

↓

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の制定

（平成 7 年 12 月）

↓

鳥取県西部地震（平成 12 年）

新潟県中越地震（平成 16 年）

福岡県西方沖地震（平成 17 年）

東海、東南海、南海地震、首都直下地震の切迫性

↓

中央防災会議「地震防災戦略」

⇒ 東海、東南海、南海地震の死者数等を 10 年後に半減

国土交通省「地震防災推進会議」

⇒ 耐震化率（現状）約 75% ⇒ （目標）90%

↓

耐震改修促進法の改正（平成 18 年 1 月）

↓

島根県耐震改修促進計画（平成 19 年 2 月）

↓

隠岐の島町耐震改修促進計画

（平成 22 年 3 月）

図１－１　計画策定の背景

（２）法律の概要

耐震改修促進法の概要（平成 7 年 12 月施行）

●特定建築物の所有者の努力

特定建築物の所有者に対する耐震診断、耐震改修の努力義務

●指導及び助言並びに指示等の実施

所轄行政庁による、特定建築物への指導及び助言並びに指示等

●耐震改修の計画の認定

耐震改修をしようとする者に対する、所管行政庁による認定

※認定を受けることで建築基準法の緩和・特例が適用

改正耐震改修促進法の概要（平成 18 年 1 月施行）

●計画的な耐震化の推進

第 4 条・・・国は基本方針の作成義務

第 5 条・・・地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

（都道府県：義務付け、**市町村：努力義務**）

●建築物に対する指導等の強化

指示等の対象に、幼稚園、小中学校、老人ホーム等を追加

指示等の対象に、危険物を取り扱う建築物を追加

指導等の対象に、道路閉塞させる住宅・建築物を追加

地方公共団体の指示に、理由もなく従わない特定建築物を公表

倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令

●耐震化の支援制度を充実

耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等の実施

住宅・建築物耐震改修等事業の拡充

耐震改修促進税制の創設

●普及・啓発

国及び地方公共団体は、国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。

図１－２　耐震改修促進法の概要

１－２．促進計画の位置づけ及び内容等

（１）計画の目的

本計画では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、隠岐の島町において、建築物の耐震化を計画的に進め、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とする。

（２）促進計画の位置づけ

促進計画は、「島根県建築物耐震改修促進計画」（平成 19 年 2 月）を勘案したうえで、「隠岐の島町地域防災計画（震災対策編）」の関連計画として、建築物の災害予防、避難地及び避難路の整備・周知等へ反映・連携させていくものとする。なお、これらの関連計画の改訂等が行われたときは、必要に応じて本計画の見直しを行う。

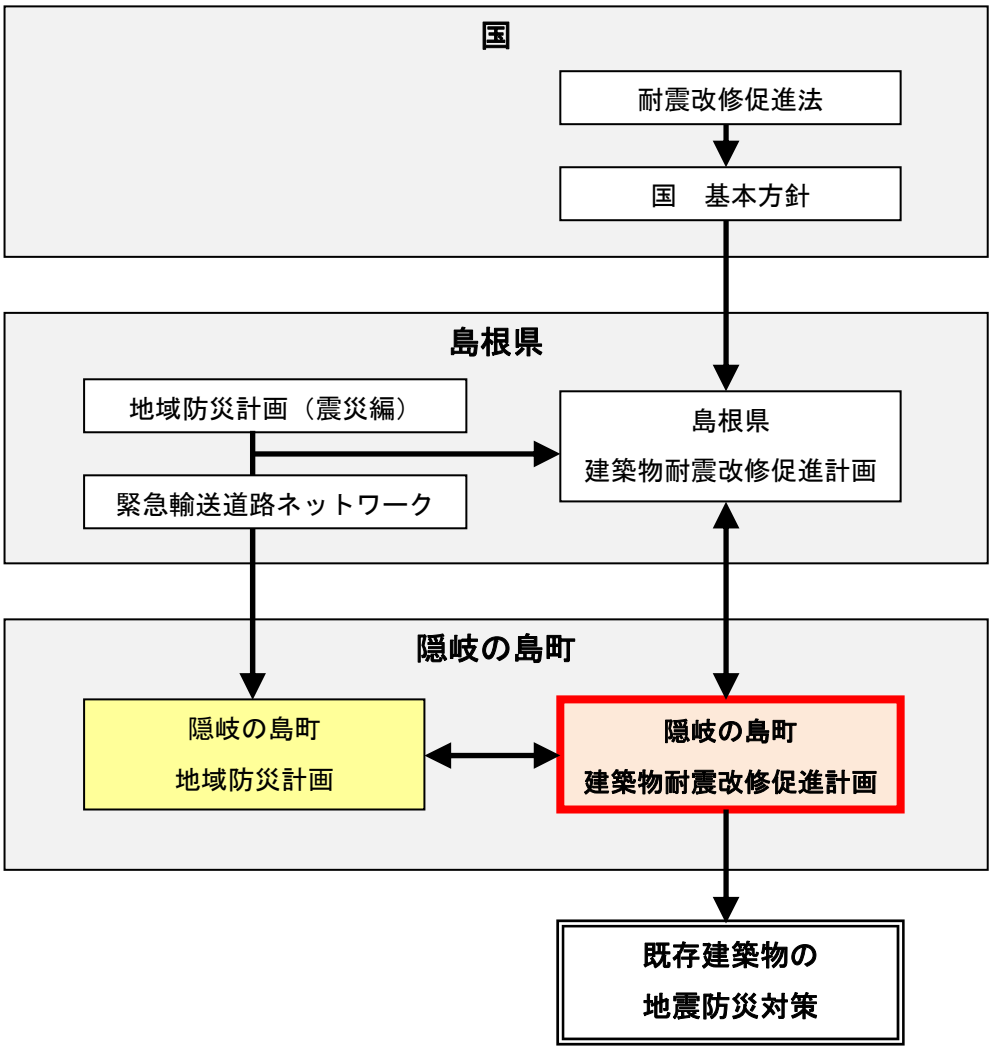

図１－３　促進計画の位置づけのイメージ

（３）対象建築物

本計画が対象とする建築物は、住宅及び特定建築物とする。住宅は、居住世帯のある建築物を対象とし、戸建、長屋、共同住宅などを含む。特定建築物は次の 3 つに分類され、耐震改修促進法第 6 条第 1 項各号に掲げる規模、用途を満たす建築物とする。

表１－１　対象建築物

種　別	内　容
住　宅	戸建、長屋、共同住宅 等
特定建築物	多数のものが利用する建築物 （耐震改修促進法第 6 条第 1 号）
	危険物の貯蔵所又は、処理場の用途に供する建築物 （耐震改修促進法第 6 条第 2 号）
	地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 （耐震改修促進法第 6 条第 3 号）

（４）促進計画の内容

促進計画は、国の基本方針及び島根県耐震改修促進計画に基づき、次に掲げる事項について定める。

① 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標に関すること。
② 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関すること。
③ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関すること。
④ 建築基準法による勧告又は命令の実施方法に関すること。
⑤ 施策実施主体の役割分担及び計画フォローアップ体制のあり方に関すること。
⑥ その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関すること。

（５）促進計画の計画期間

本計画の実施期間は、計画策定後の平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 ヵ年とする。なお、本計画は耐震化の進捗状況及び施策の取り組み状況について点検を行い、必要があれば見直しを行う。

表１－２　特定建築物一覧

<table>
<tr><th>種別</th><th colspan="2">用途</th><th>特定建築物の規模要件</th></tr>
<tr><td rowspan="24">①多数のものが利用する建築物</td><td rowspan="2">学校</td><td>小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校</td><td>階数２以上かつ1,000㎡以上
＊屋内運動場の面積を含む</td></tr>
<tr><td>上記以外の学校
（高等学校、中等教育学校の前期課程、大学等）</td><td>階数３以上かつ1,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">体育館（一般公共の用に供されるもの）</td><td>階数１以上かつ1,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</td><td rowspan="10">階数３以上かつ1,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">病院、診療所</td></tr>
<tr><td colspan="2">劇場、観覧場、映画館、演芸場</td></tr>
<tr><td colspan="2">集会場、公会堂</td></tr>
<tr><td colspan="2">展示場</td></tr>
<tr><td colspan="2">卸売市場</td></tr>
<tr><td colspan="2">百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</td></tr>
<tr><td colspan="2">ホテル、旅館</td></tr>
<tr><td colspan="2">賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2">老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</td><td rowspan="2">階数２以上かつ1,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">幼稚園、保育所</td><td>階数２以上かつ500㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">博物館、美術館、図書館</td><td rowspan="10">階数３以上かつ1,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">遊技場</td></tr>
<tr><td colspan="2">公衆浴場</td></tr>
<tr><td colspan="2">飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</td></tr>
<tr><td colspan="2">工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物</td></tr>
<tr><td colspan="3">②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物</td><td>政令で定める数量（表1-2）以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物</td></tr>
<tr><td>③通行を確保すべき道路沿いの建築物</td><td colspan="2">地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数のものの円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物（図1-3）</td><td>全ての建築物</td></tr>
</table>

表１－３　法令で定める危険物の種類と数量

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類　次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量	
イ　火薬	10t
ロ　爆薬	5t
ハ　工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ　銃用雷管	500万個
ホ　信号雷管	50万個
ヘ　実包	5万個
ト　空包	5万個
チ　信管及び火管	5万個
リ　導爆線	500km
ヌ　導火線	500km
ル　電気導火線	5万個
ヲ　信号炎管及び信号火箭	2t
ワ　煙火	2t
カ　その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m^3
④ マッチ	300マッチトン（※）
⑤ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2万m^3
⑥ 圧縮ガス	20万m^3
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項 に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物20t 劇物200t

（※）マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg

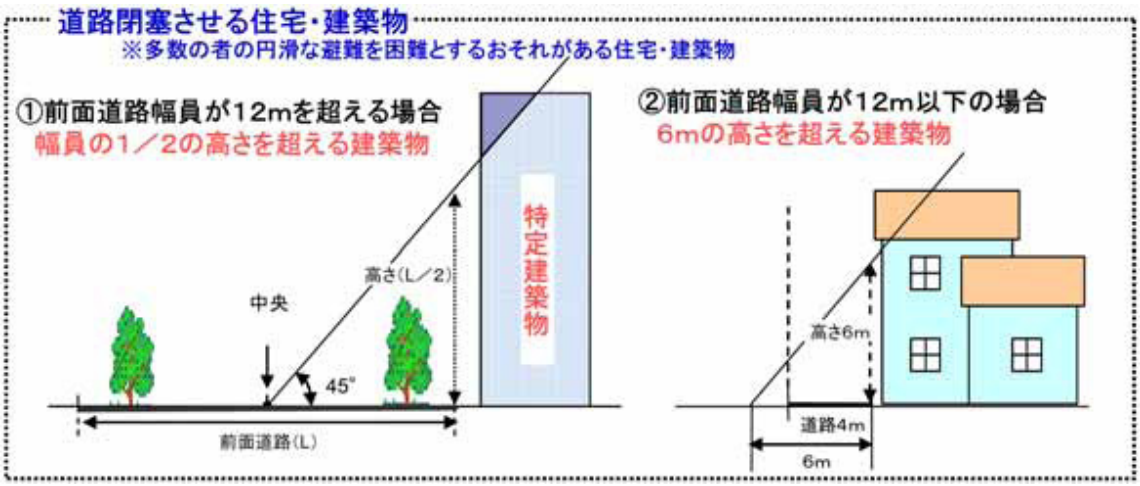

図１－４　通行を確保すべき道路沿いの建築物の対象となる道路を閉塞させる住宅・建築物

１－３．　用語の定義

本計画において使用する主な用語は以下のとおりである。

（１）耐震診断

地震に対する安全性を評価することをいう。

（２）耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地を整備することをいう。

（３）新耐震基準

昭和 56 年 6 月 1 日に改正された、建築基準法に規定されている耐震基準をいう。

（４）特定建築物

耐震改修促進法で定められた昭和 56 年 5 月以前に建築され、新耐震基準に適合しない建築物で、多数のものが利用するなど一定の用途と一定の規模に該当するものをいう。

※渡り廊下等で連結されている特定建築物について同一敷地内において構造上別棟になっている建築物であっても、用途上不可分で一体として利用される建築物であって、渡り廊下等で連結されたものについては、同一建築物とみなして特定建築物の規模要件に該当するかどうかを判断する。

（５）耐震化率

「全ての建築物」に対する「耐震性ありの建築物」の割合をいう。「全ての建築物」とは、住宅と特定建築物である。

耐震化率＝耐震性ありの建築物／全ての建築物

耐震性あり：・昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物

・昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物で耐震性が確認されたもの及び耐震改修済みの建築物

（６）2 項道路

建築基準法第 42 条第 2 項の規定により、建築基準法上の道路とみなされる道のことである。以前の建築基準法の施工日である 1950 年（昭和 25 年）11 月 23 日において、建築物が立ち並んでいる幅員 4m 未満の道で、特定行政庁の指定した道路。2 項道路に面した敷地に建築を行う場合は、防災上等の面から原則として、その中心線から 2m 後退しなければならない。（道路の反対側が川や崖等の場合は境界線から 4m 後退する）

（７）その他

本計画を実施するにあたり、必要事項は別途定める。

第２章　建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題

２－１．隠岐の島町の自然特性及び地域特性

（１）位　置

本町は、本土から約 80km の日本海に位置する隠岐諸島の主島である島後全域にあたる。島の外周は 151km、面積は 242.97km^2 である。

図２－１　隠岐の島町位置図

（出典：隠岐の島町）

（２）気　象

気象は、隠岐の近海を流れている対馬暖流の影響を受け、厳冬以外、まず温和である。平年において月平均気温は冬でも 3 度を下がらず、夏でも 26 度以下である。

（３）地　勢

地勢は傾斜急峻で、総面積の約 80%が森林を占めている。島はほぼ円形に近い火山島で、隠岐の最高峰大満寺山（だいまんじさん）608m を中心に、500m 級の山々が連なり、これに源を発する八尾川（やびがわ）、重栖川（おもすがわ）流域に平地が開けている。その構成地質は、基盤をなす変成岩類、花崗岩類とそれらを被覆する第三紀～第四紀火山岩類・砕屑岩類より構成されている。図２－２に隠岐島後地質図、図２－３に隠岐の島町の地質構成を示す。

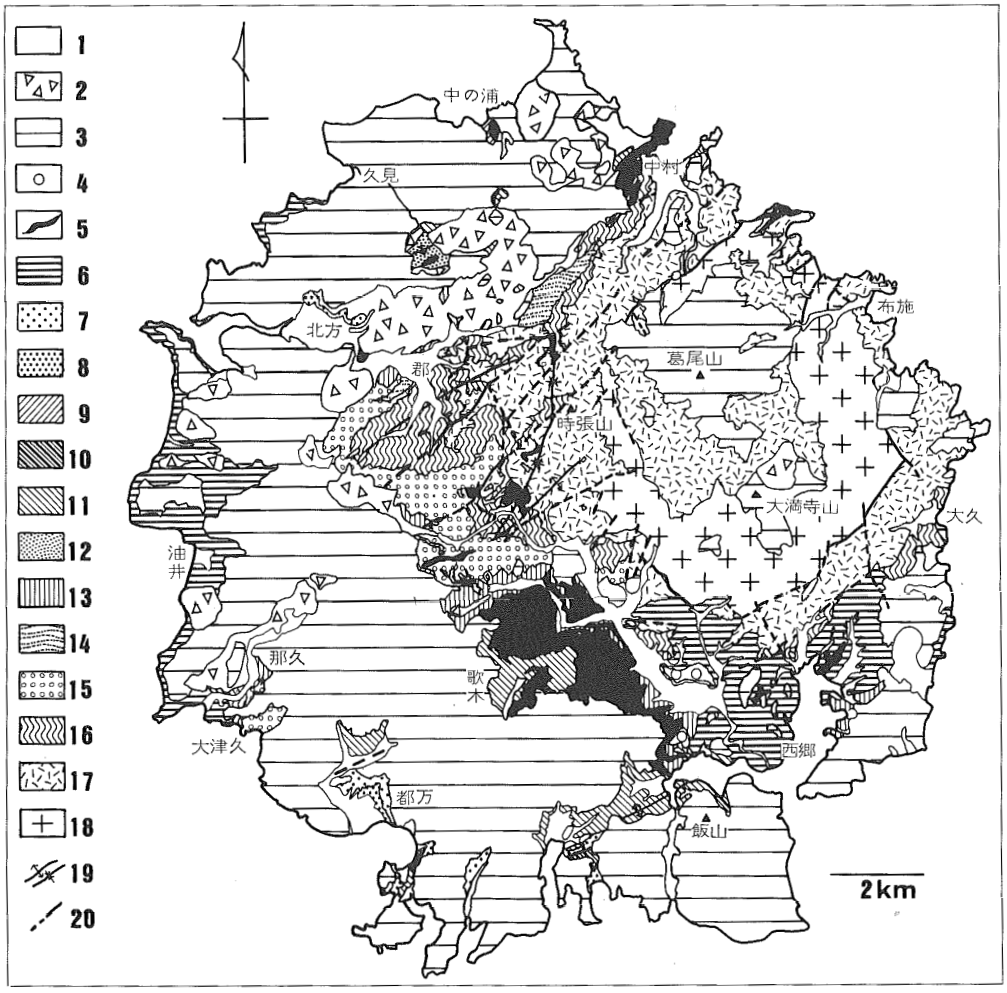

図 Ⅰ－5－30　島後地質図〔TOMITA (1936), UCHIMIZU (1966), 光本 (1981MS), 山野井(1981MS), 松本 (1984), 大久保 (1984), 鳥居 (1984), 山崎 (1984), 矢野・島田 (1984) 等より山崎編図〕

1：沖積層、2：崖錐、3：アルカリ火山岩類(UCHIMIZU, 1966 の隠岐粗面岩流紋岩、大峯玄武岩、岬玄武岩に相当する)、4：段丘堆積物、5：貫入岩(UCHIMIZU, 1966 の平粗面岩に相当する)、6：油井火砕岩層・西郷玄武岩、7～9：都万累層 (7：中里凝灰質砂岩層、8：釜谷砂岩層、9：伊後泥岩層)、10～12：久見累層 (10：飯山珪藻土層、11：歌木泥岩層、12：久見砂岩層)、13～16：郡　累層 (13：平凝灰岩シルト岩互層、14：玄武岩層、15：大津久礫岩層、16：小路凝灰岩層)、17：時張山累層、18：先新第三系、19：褶曲軸、20：断層

図２－２　隠岐島後地質図

（出典：「島根の地質」島根県 1984）

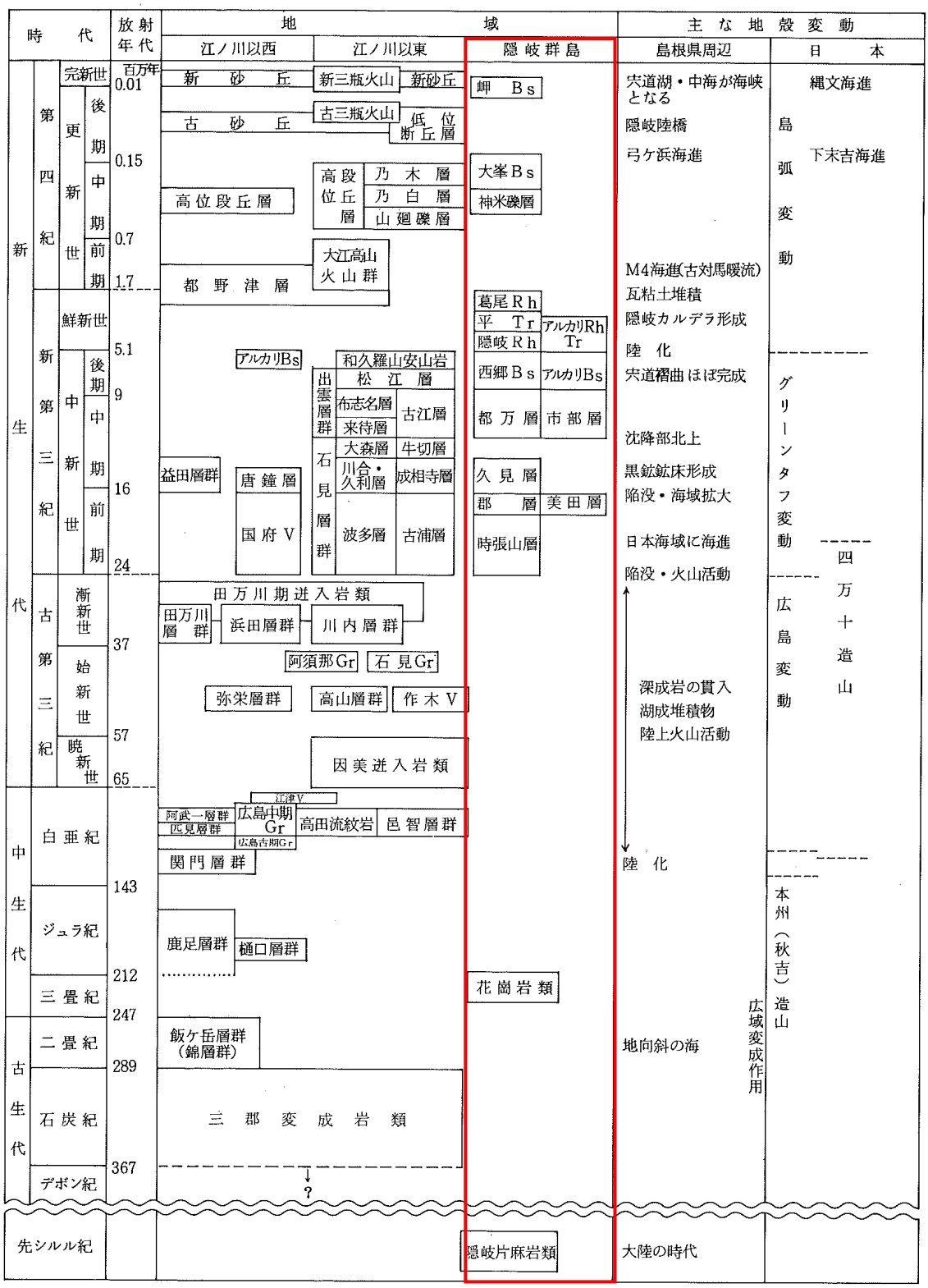

Gr：花崗岩類、V：火山岩類、BS：玄武岩、Rh：流紋岩、Tr：粗面岩

図２－３　隠岐の島町の地質構成

（出典：「島根の地質」島根県 1984）

２－２．地震の災害履歴

（１）全国において近年発生した大規模地震

我が国において、近年発生している地震被害を表２－１にまとめたものである。近い将来、地震発生の恐れが懸念されている東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域以外においても、地震被害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっている。

表２－１　全国における近年の地震災害

発生年月日	名称	地震の規模 (マグニチュード)	被害の大きさ
1995 年 1 月 17 日 (平成 7 年)	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	死者 6,434 人 負傷者 43,792 人 住宅被害 639,686 棟など
2000 年 10 月 6 日 (平成 12 年)	鳥取県西部地震	7.3	負傷者 182 人 住宅被害 22,080 棟など
2001 年 3 月 24 日 (平成 13 年)	芸予地震	6.7	死者 2 人 負傷者 289 人 住宅被害 42,019 棟など
2003 年 7 月 26 日 (平成 15 年)	宮城県北部地震	6.4	負傷者 677 人 住宅被害 5,085 棟など
2003 年 9 月 26 日 (平成 15 年)	十勝沖地震	8.0	死者 1 人 負傷者 849 人 住宅被害 484 棟など
2005 年 3 月 20 日 (平成 17 年)	福岡県西方沖地震	7.0	死者 1 人 負傷者 1,087 人 住宅被害 377 棟など
2008 年 6 月 14 日 (平成 20 年)	岩手・宮城内陸地震	7.2	死者 13 人 負傷者 448 人 住宅被害 1,180 棟など

（出典：H19 島根県建築物耐震改修促進計画）

（２）隠岐の島町近辺（島根県近辺）で発生した主な地震

表２－２　隠岐の島町近辺（島根県近辺）における近年の地震災害

発生年月日	名　称 （震央地名）	地震の規模 （マグニチュード）	被　害　状　況
880年11月23日	出雲	7.4	神社仏閣家屋転倒
1026年 6月16日	石見	不明	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
1872年 3月14日	石見浜田地震	7.1	死者804人、負傷者702人
1914年 5月23日	島根県東部	6.3	外壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂等
1943年 9月10日	鳥取地震	7.2	外壁の亀裂、屋根瓦の落下、煙突が折れる
2000年10月 6日	鳥取県西部地震	7.3	全半壊610棟、一部損壊3,456棟
2004年 3月24日	芸予地震	6.7	文教施設９棟、社会福祉施設３棟等で被害

（出典：H19 島根県建築物耐震改修促進計画）

（３）隠岐の島町での地震災害・・・隠岐の島町地域防災計画より

①昭和 58 年日本海中部地震

この地震の津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者 5 人、住家床上浸水 152 棟、同床下浸水 279 棟、耕地冠水 29ha、漁船被害 305 隻、橋梁被害 1 箇所、人災世帯 152 世帯、人災者数 496 人の被害があった。

②平成 5 年北海道南西沖地震

この地震の津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者 5 人、住家床上浸水 5 棟、同床下浸水 78 棟、漁船被害 98 隻等の被害があった。

（４）その他の自然災害・・・隠岐の島町地域防災計画より

①昭和 63 年梅雨前線による大雨

日本海中部まで北上していた梅雨前線が、オホーツク海高気圧の強まりに伴い、7 月 10 日頃から南下し始め、13 日県東部で雨足が強まり、14 日には隠岐地方で大雨となり、日雨量は西郷で 204mを記録した。

②平成 3 年 9 月台風第 17 号

台風 17 号は、9 月 13 日朝沖縄を通過後、九州西方海上を北上し、14 日 5 時 30 分頃長崎市付近に上陸、九州北部を通って 9 時 30 分頃山口県北部に再上陸した後、11 時 30 分頃浜田市付近を通過して北東進し 21 時に温帯低気圧に変った隠岐地方では、西郷で 14 日 13 時 30 分までの 1 時間に 60mm、総降水量 237.5mm の大雨を観測した。この大雨により、旧西郷町を中心に半壊 5 棟、床上浸水 137 棟、床下浸水 239 棟、農作物・農業施設等に大きな被害が発生した。また、この強風により、空・海の交通機

関も隠岐便を中心に欠航した。

③平成 3 年 9 月台風 19 号

台風第19号は9月26日12時に宮古島の東海上を通過後東シナ海を北北東に進み、27 日 16 時過ぎに長崎県佐世保市付近に上陸、九州北部を通って山口県に再上陸した後、大型で非常に強い勢力を保ったまま日本海を北東に進んだ。県内では、浜田で 27 日 18 時頃から東の風が強まりはじめ、次第に強風は東へ移り、その後、台風の通過に伴い風向が時計まわりに変化し 28 日 2 時過ぎまで続いた。最大瞬間風速は、西郷 50.6m/s を観測し、各地で極値を更新した。この災害により、県下では１名死亡の他、各地で 79 人が負傷した。建物被害は全壊 16 棟、半壊 103 棟、一部損壊が 18,321 棟に達し、耕地（水田の流出・埋没 1a、冠水 50a）にも被害が発生した。隠岐汽船が 27 日午後から欠航、出雲空港でも 27 日の 1 便が欠航した。農作物では水稲の倒伏、果樹の落果など、農業施設ではビニールハウスの損壊など、大きな被害が発生した。

④平成 5 年 9 月台風 13 号

8 月 30 日 9 時に沖の鳥島の西海上で発生した台風第 13 号は、9 月 2 日 18 時には那覇の北西約 110km の海上にあり、中心気圧 925hPa、最大風速 50m/s と大型で非常に強い勢力を保ちながら北北東に進み、3 日 16 時前に鹿児島県の薩摩半島に上陸した。その後九州東部をとおり、愛媛県をかすめ広島県福山市に再上陸した後、鳥取県東部から日本海に出て北東に進み、4 日 21 時に秋田県の西海上で温帯低気圧に変わった。県内では 3 日 23 時頃に県西部が最初に暴風域に入り夜半から未明にかけて最も強まったが強風時間は比較的短かった。一方雨は 3 日朝から降り出し、暴風域に入った夜半から 4 日の朝にかけて強い雨が降り続き、総降水量が東部では 130mm 前後、西部では 80mm 前後の降水量であったが、隠岐では 140～220mm 前後と多く、特に西郷では 221.5mm を観測した。台風による大雨や強風により、西郷町の八尾川が増水のため溢れて西町吉田地区、八田地区、中条地区などで隠岐島を中心に床上浸水 92 戸、床下浸水 124 戸の家屋浸水害が発生した。交通機関では、バス路線が４日西郷町で一畑バスが全面運休した。空の便も、隠岐空港で 4 日の隠岐-米子便が欠航した。また海でも隠岐航路の高速艇「レインボー」が 3～4 日の全便、フェリーは 3 日午後から 4 日まで全便欠航した。農業被害は、水稲が被害の 9 割を占め、県下の作付面積の 45%が被害を受けた。その他、4 日未明から朝方にかけて飛来物により高圧線切断、電柱の倒壊などのより松江市や旧平田市、旧五箇村など４市３町村で延べ 24,445 戸が停電した。

⑤平成 16 年 9 月台風 18 号

台風第 18 号は、東シナ海から九州西海上を北上し、9 月 7 日 9 時 30 分頃長崎市付近に上陸した。その後、北九州市付近から島根県沖を通り、日本海を加速しながら北

東に進み、8 日 15 時に宗谷海峡付近で温帯低気圧となった。この台風により、県内では、死者 1 人、負傷者の重傷が旧布施村、旧都万村各 1 人を含む 5 人、負傷者の軽傷が旧西郷町 2 人、旧布施村 1 人、旧五箇村 3 人、旧都万村 2 人を含む 19 人、住家全壊が旧都万村 1 棟、住家半壊が旧布施村 1 棟、旧五箇村 1 棟、旧都万村 3 棟を含む 15 棟、住家一部損壊が県内で 2,578 棟、床下浸水 4 棟、非住家被害が県内で 1,040 棟、耕地冠水が県内で 87ｈａ、道路損壊が県内で 57 か所、河川被害が県内で 36 か所、土砂災害の山崖崩れ 3 か所、港湾被害が県内で 4 件、船舶被害が 43 隻等の被害があった。

⑥平成 19 年 8 月豪雨

平成 19 年 8 月、山陰沖に停滞する前線に向かって、暖かく湿った空気が入り、大気の状態が非常に不安定になったため、隠岐地方では 8 月 30 日夜遅くから 31 日明け方にかけて猛烈な雨を観測した。30 日午後 11 時 30 分から 31 日午前 2 時 30 分までの間に、解析雨量では，西ノ島町付近，隠岐の島町付近で 1 時間 120mm 以上の大雨となった。また、31 日午前 1 時 30 分には，隠岐の島那久（島根県雨量観測所）で 1 時間 131mm、同日午前 2 時には布施で 131mm の県内で“観測史上最高”となる猛烈な雨を観測した。幸いにも人的被害こそなかったが、本町全域において、住宅の全壊 1 棟をはじめ、家屋の浸水被害、道路、河川、農業施設、上下水道施設など約 70 億円に及ぶ過去最大の被害となった。

２－３．隠岐の島町付近で想定される地震の規模

（１）地域防災計画（震災編）による被害想定

「島根県地震被害想定調査」で想定された県内４箇所での震源断層位置図を図２－４に、概要を表２－３に示す。隠岐の島町においては松江南方を震源とする地震がもっとも揺れが大きいと想定されており、その他の県内で起きると想定されている地震においても、少なからず影響がある。

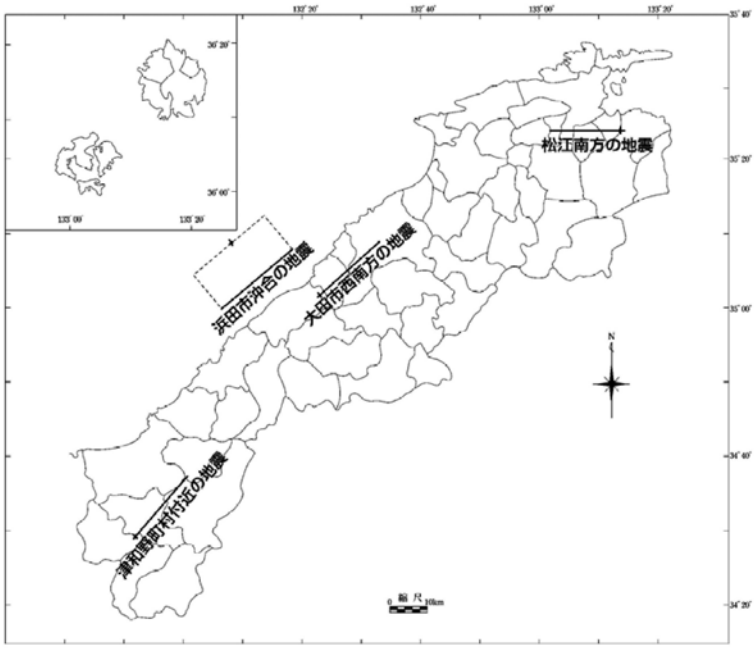

図２－４　震源断層位置図

（出典：島根県地域防災計画（震災編））

表２－３　島根県内の想定される地震

想定地震	根拠又は断層名	断層系長さ（ｋｍ）	規模（ﾏｸﾞﾈﾁｭｰﾄﾞ）
松江南方（県東部）	歴史地震 地震活動	20	7
大田市西南方（県中東部）	大森-三子山断層 地震活動	20	7
浜田市沖合（県中西部）	浜田地震 海底地震	23	7.1
津和野町付近（県西部）	津和野地震 地震活動・地形までの走向	20	7

（出典：島根県地域防災計画（震災編））

以下に想定地震（県内４箇所）における震源分布を示す。４箇所それぞれで地震が起きた場合、隠岐の島町に与える影響は震度４以下であった。

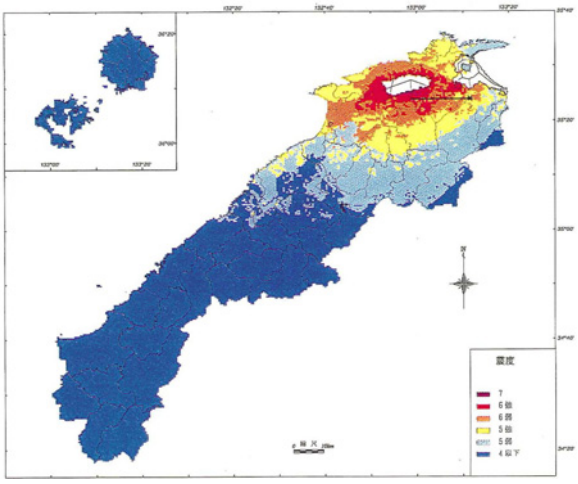

松江南部（県東部）

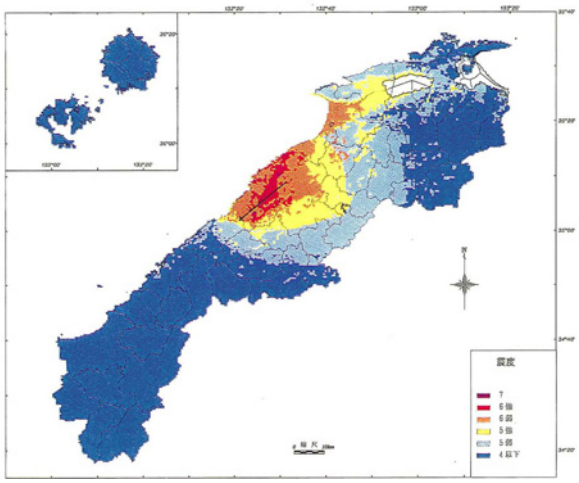

大田市西南方（県中東部）

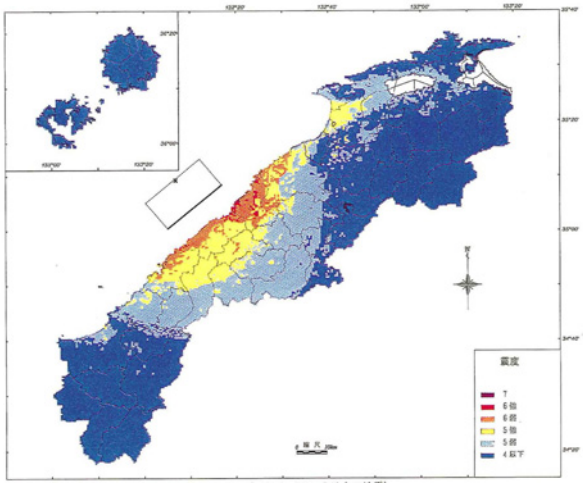

浜田市沖合（中西部）

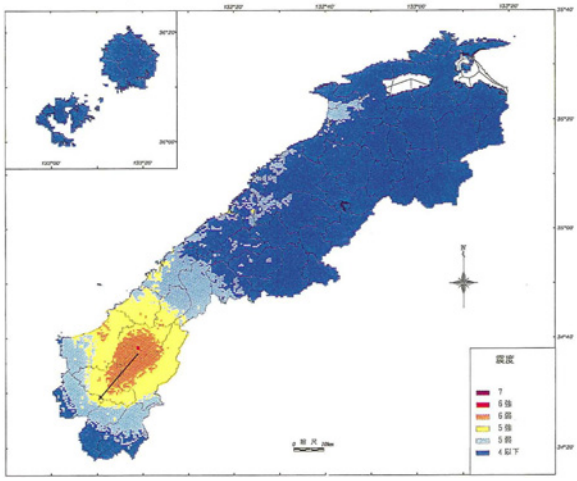

津和野町付近（県西部）

図２－５　震度分布図

（出典：島根県地域防災計画（震災編））

表２－４　震度別による人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

（出典：気象庁震度階級関連解説表）

（2）耐震化マップによる危険家屋の想定

地震によって引き起こされる建物被害、人的被害、液状化被害、斜面崩壊等の様々なものがあるが、その中で火災被害、人的被害等の直接的な原因のうちの主要因である建物被害に着目しこれをマップとして示したものである。マップは構造別、建築年次別に50m メッシュで色分けしたものであり、昭和 56 年以降に施行された新構造基準により家屋の耐震化が行われているか否かを、エリアごとに把握するためのものである。

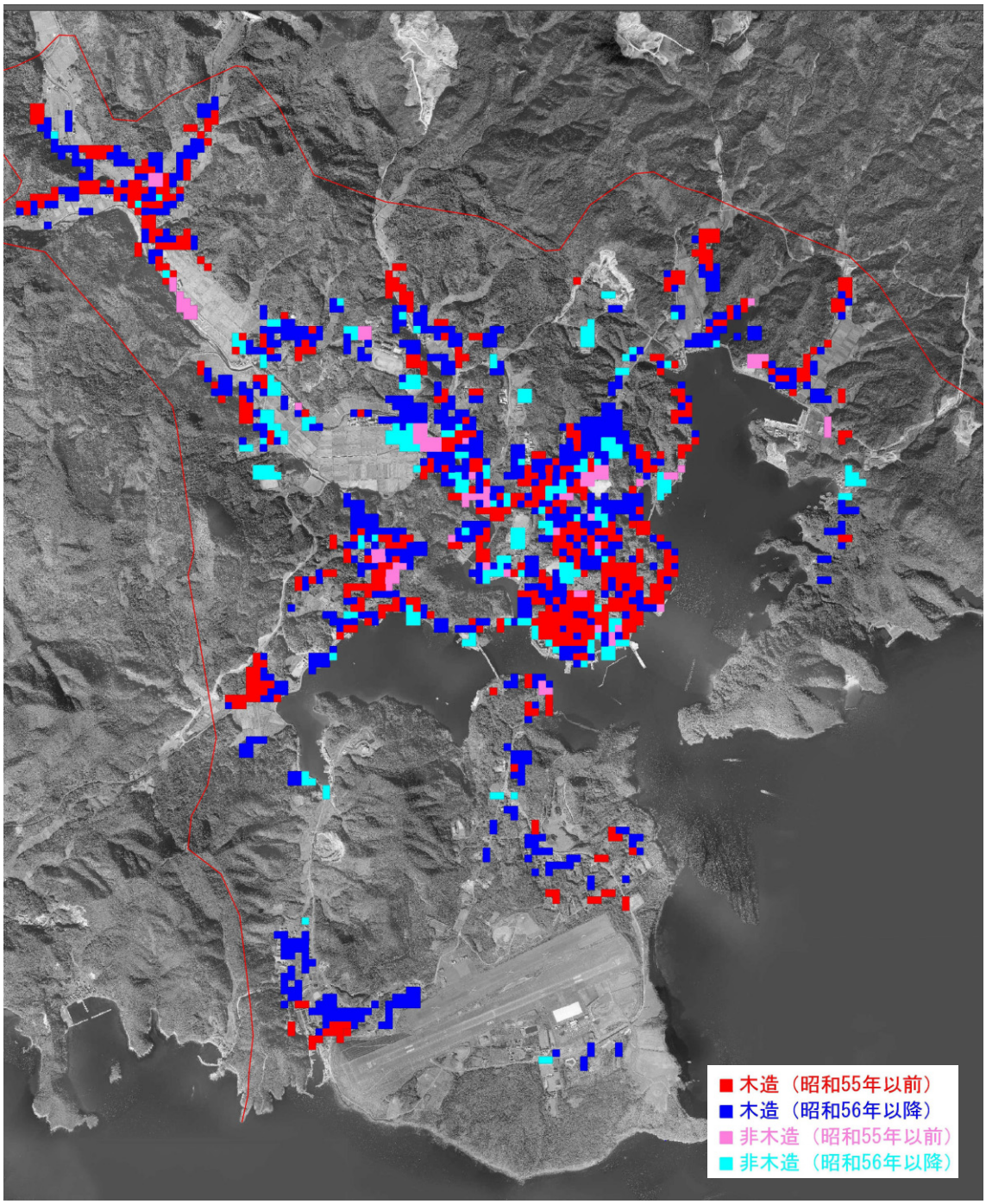

図２－６　構造別耐震化マップ

２－４．建築物の耐震化の現状と目標設定

（１）住宅の現状と目標

①対象建築物数について

隠岐の島町における耐震化率の現状を把握するため、固定資産台帳を用いて耐震化率の分析を行った。平成 21 年度の固定資産台帳によれば、町内における建築物の総数が 10,376 戸であり、このうち建築年度が不明な住宅 423 戸を除くと、調査対象建築物の戸数は 9,953 戸であった。

表２－５ 隠岐の島町内における住宅戸数

項 目	戸数
建築物総数	10,376 戸
うち建築年度不明	423 戸
調査対象建築物数	9,953 戸

（出典:平成 21 年度固定資産台帳）

②新構造基準に適合した建築物数について

耐震化率を分析するためには、昭和 56 年以降に施行された新構造基準に適合する建物数の戸数を把握する必要があることから、昭和 56 年前後に施工された建築物数の分類を行った。新構造基準に適合する建築物数は 4,472 戸（耐震化率 44.9%）であった。

表２－６ 隠岐の島町内における住宅戸数

項 目	戸数	割合
昭和 56 年以降 新構造基準 適合	4,472 戸	44.9%
（うち木造）	4,156 戸	41.7%
（うち非木造）	316 戸	3.2%
昭和 55 年以前 新構造基準 非適合	5,481 戸	55.1%
（うち木造）	5,302 戸	53.3%
（うち非木造）	179 戸	1.8%

（出典:平成 21 年度固定資産台帳）

③家屋数の推計について

国の基本方針、県計画の中で平成 27 年度末までに住宅の耐震化率を 90%にすることが定められている。この間、隠岐の島町内の建築物数が増減することも考えられることから、過去の新築着工データを基に、建築物数を推計した。家屋数を推計するためには、町内における家屋増減率を算定する必要があることから、平成 21 年度の固定資産台帳（家屋数 9,953 戸）を基に、建築確認処理台帳（平成 15 年度～平成 20 年度）に記載されている新築戸数を加え、年度別増減率を算出した。また、算出した年度別増減率の平均である 100.28%を用いて将来推計を行ったところ、平成 27 年度の推計家屋数は 10,122 戸となった。

表２－７　家屋増減率の算出

年度	新築（戸）	累計（戸）	年度別増減率	備考
平成 15 年度	－	9,786	－	
平成 16 年度	15	9,801	100.15%	
平成 17 年度	43	9,844	100.44%	
平成 18 年度	51	9,895	100.52%	
平成 19 年度	19	9,914	100.19%	
平成 20 年度	20	9,934	100.20%	
平成 21 年度	19	9,953	100.19%	基準年
家屋平均増減率（平均）			100.28%	

表２－８　家屋数の推計

年度	新築（戸）	累計（戸）	年度別増加率	備考
平成 21 年度	19	9,953	－	基準年
平成 22 年度	28	9,981	100.28%	
平成 23 年度	28	10,009	100.28%	
平成 24 年度	28	10,037	100.28%	
平成 25 年度	28	10,065	100.28%	
平成 26 年度	28	10,093	100.28%	
平成 27 年度	29	10,122	100.28%	目標年度

※家屋増減率 100.28%を定率として、年度毎に乗じて算出

④耐震化の現状と目標

国の基本方針、県計画の中で平成 27 年度末までに住宅の耐震化率を 90%にすることが定められていることから、隠岐の島町においても国や島根県の方針に沿って平成 27 年度末に住宅の耐震化率を 90%にすることを目標とする。

平成 21 年度末における住宅の耐震化率（現状）と、家屋増減率を考慮した平成 27 年度末の目標耐震化率（目標値）について推計した結果を図２－７に示した。

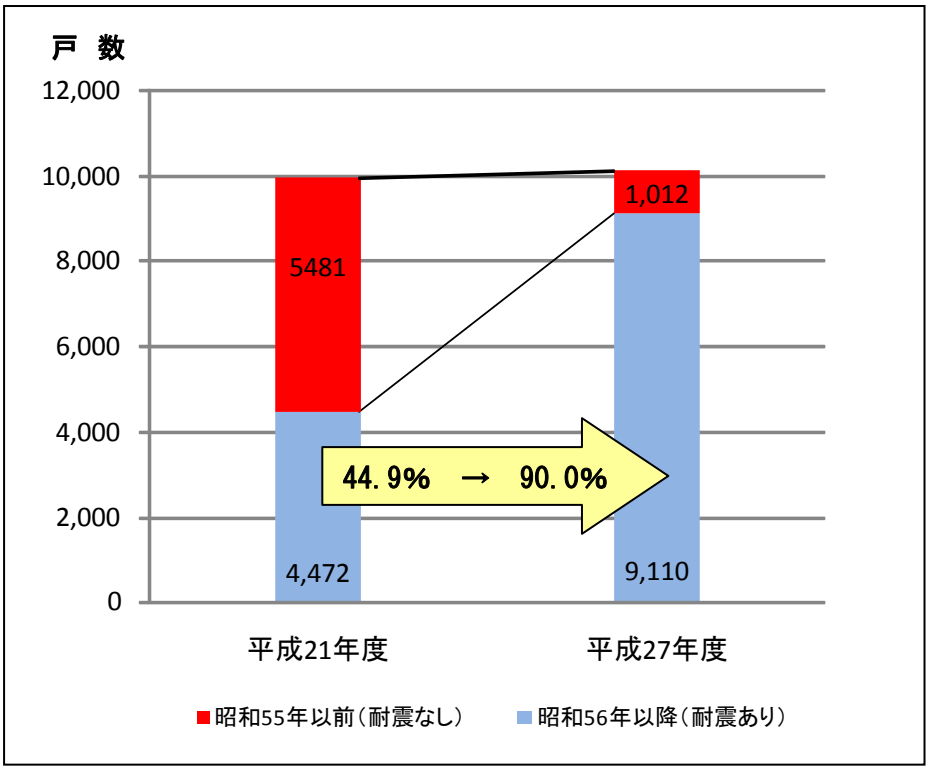

図２－７　住宅の耐震化率推計結果

表２－９　住宅の耐震化率推計の内訳

	昭和 56 年以降の住宅①	昭和 55 年以前の住宅②	住宅数 ③＝①＋②	耐震化率 ④＝①／③
平成 21 年度末	4,472	5,481	9,953	44.9%
平成 27 年度末（目標値）	9,110	1,012	10,122	90.0%

平成 21 年度末における住宅の耐震化率は 44.9%である。この耐震化率を 90%にするためには、平成 27 年度末に耐震構造物 4,472 戸から 9,110 戸に引き上げる必要がある。これは、平成 22 年から平成 27 年にかけて、4,638 戸の耐震改修行っていく必要があるという推計となる。

（２）特定建築物の現状と目標

多数のものが利用する特定建築物の現状と目標の耐震化率
（耐震改修促進法第 6 条第 1 号）

①民間と公共建築物の現状と目標

表２－１０　多数のものが利用する特定建築物（民間、公共）の現状

用　途		建築物数（戸）	昭和56年6月以降（戸）	昭和55年5月以前（戸）	③のうち耐震性あり（戸）	耐震性あり（戸）	耐震化率（%）
		①＝②＋③	②	③	④	⑤＝②＋④	⑤＝⑤／①
多数の者が利用する特定建築物（全体）		54	34	20	1	35	64.8%
災害時の拠点となる建築物	庁舎、学校、幼稚園体育館、警察署、病院、福祉施設など	36	25	11	1	26	72.2%
不特定多数のものが利用する建築物	ホテル、旅館、百貨店、店舗、集会場、文化施設、遊技場など	8	4	4	0	4	50.0%
特定多数のものが利用する建築物	賃貸住宅、寄宿舎事務所、工場など	10	5	5	0	5	50.0%

（出典：隠岐の島町固定資産台帳データ、消防本部ヒアリング）

上表より多数のものが利用する特定建築物の現状の耐震化率は 55.2%となる。そのうち、災害時の拠点となる施設については 72.2%、不特定多数のものが利用する特定建築物については 50.0%、特定多数のものが利用する建築物については 50.0%という現状である。今後平成 27 年度末までに現状の耐震化率を 90%にすることを目標とする。

②町有建築物における特定建築物の現状

平成 20 年度末時点で本町の所有する建築物について、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築物及び昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた建築物について耐震改修を行い、現行基準を満たす建築物を耐震性ありとして算出した結果、本町の所有する建築物の中で、法的条件である特定建築物の耐震化率は 69.0%である。

表２－１１　多数のものが利用する特定建築物（町有）の現状

用途			建築物数	昭和56年6月以降	昭和55年5月以前	③のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震化率
			（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（%）
			①＝②+③	②	③	④	⑤＝②+④	⑤＝⑤／①
多数の者が利用する特定建築物（全体）			29	20	9	0	20	69.0%
	災害時の拠点となる建築物	庁舎、学校、幼稚園体育館、警察署、病院、福祉施設など	26	18	8	0	18	69.2%
	不特定多数のものが利用する建築物	ホテル、旅館、百貨店、店舗、集会場、文化施設、遊技場など	1	1	0	0	1	100.0%
	特定多数のものが利用する建築物	賃貸住宅、寄宿舎事務所、工場など	2	1	1	0	1	50.0%

（出典：隠岐の島町固定資産台帳データ、消防本部ヒアリング）

③町有建築物における特定建築物に該当しない防災上重要な施設の耐震化の現状

町有建築物のうち特定建築物条件には該当しないが、避難所などに指定されている防災上重要な建築物がある。これら建築物についても耐震化を図っていく。これらの建築物における平成 21 年度末の耐震化状況を次表に示す。

表２－１２　防災上重要な建築物（町有）

用途	建築物数	昭和56年6月以降	昭和55年5月以前	③のうち耐震性あり	耐震性あり	耐震化率
	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（%）
	①＝②+③	②	③	④	⑤＝②+④	⑤＝⑤／①
防災拠点施設	11	11	0	0	11	100.0%

（出典：隠岐の島町固定資産台帳データ、隠岐の島町避難所データ）

④町有建築物の目標（特定建築物及び防災上重要な施設）

町有建築物は緊急時に拠点となる施設が多いことから、特定建築物および防災上重要な施設に指定されているものについて平成27 年度末における耐震化率の目標値を90%に設定する。町有建築物における特定建築物及び防災上重要な施設について、今後の 6 年間で効率的な耐震化事業を行っていくために優先度の設定を行った。優先度の設定にあたり考慮した事項は以下のとおりである。下記の項目について、該当する事項が多いほど優先度を高く設定し、優先度の高いものほど耐震化事業を早急に行う必要がある。

前提条件：昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築されている建築物

【施設特性】

（１） 特定建築物要件に該当する建築物

・多数のものが利用する建築物（耐震改修促進法第 6 条第 1 号）

・緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある建築物（耐震改修促進法第 6 条第 3 号）

※耐震改修促進法第 6 条第 2 号危険物の貯蔵施設については、町有建築物の中に該当する建築物はない。（町有建築物調査時に確認（消防本部にて））

（２） 防災上重要な建築物

・災害対策本部施設（庁舎、消防署等）

・医療救護活動施設（病院等）

・避難収容施設（学校、幼稚園、公民館、体育館等）

・応急対策活動施設（消防機庫等）

・社会福祉施設等（児童・生涯・老人福祉施設等）

【地域特性】

（１）構造別耐震化マップ上において危険地域に該当する建築物

表２－１３　避難所・避難場所の選定基準

区分	一時 避難場所	広域 避難場所	一時 避難所	指定 避難所	特定指定 避難所
性格	災害発生や災害の恐れがあり、一時的に避難が必要な時に家族や近所の人の安全を確保する場所。	災害の拡大や大規模な災害が発生した時に、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所。	災害発生や災害の恐れがあり、一時的に避難が必要な時に家族や近所の人の安全を確保する短期収容施設。	住宅に対する危険性や住宅が破損し、生活の場が失われた時に、一時的な生活の場を確保する収容施設。	指定避難場所に収容することが困難な災害弱者等（高齢者、乳児、要介護者等）が臨時に生活を行う収容施設。
指定主体	自主防災組織または自治会や町内会で決定	町が指定	自主防災組織または自治会や町内会で決定	町が指定	町が指定
具体的な場所	地域付近の広場や空き地	学校のグラウンド	地域の集会所等の施設	学校等	福祉施設等
備考			災害の状況により必要場所を開設	災害の状況により必要場所を開設	災害の状況により必要場所を開設

（出典：隠岐の島町）

広域避難場所

広域避難場所は「地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所」のことをいう。

表２－１４　広域避難場所

No.	施　設　名	所　在　地	TEL	FAX	備　　考
1	西郷小学校グラウンド	西町大城の四4番地	(08512)2-0696	(08512)2-0447	
2	飯田小学校グラウンド	飯田白崎1番地1	(08512)2-0469	(08512)2-0469	
3	大久小学校グラウンド	大久宮原18番地	(08512)2-1640	(08512)2-1767	
4	西郷中学校グラウンド	栄町489番地	(08512)2-0178	(08512)2-0724	
5	中条小学校グラウンド	原田1445番地	(08512)2-0349	(08512)2-1402	
6	有木小学校グラウンド	有木クラミロ21番地2	(08512)2-0784	(08512)2-0784	
7	下西小学校グラウンド	下西1696番地	(08512)2-0446	(08512)3-0056	
8	今津小学校グラウンド	今津346番地2	(08512)2-0725	(08512)2-0725	
9	磯小学校グラウンド	下西1714番地1			H19.4.1～
10	加茂小学校グラウンド	加茂411番地	(08512)2-0783	(08512)2-4285	
11	西郷南中学校グラウンド	下西154番地2	(08512)2-0103	(08512)2-0103	
12	中村小学校グラウンド	中村1494番地1	(08512)4-0004	(08512)4-0004	
13	中村農村公園（中村中学校グラウンド）	中村1513番地1	(08512)4-0025	(08512)4-0025	
14	布施小・中学校グラウンド	布施578番地	(08512)7-4421	(08512)7-4005	
15	国民保養センター隠岐の島運動場	卯敷999番地	(08512)7-4326		
16	五箇小学校グラウンド	郡67番地	(08512)5-2002	(08512)5-2857	
17	五箇中学校グラウンド	郡162番地	(08512)5-2024	(08512)5-2359	
18	五箇町民運動場	郡75番地2	(08512)5-9011	(08512)5-9012	五箇生涯学習センター
19	都万小学校グラウンド	都万2362番地1	(08512)6-2005	(08512)6-2005	
20	都万中学校グラウンド	都万2533番地1	(08512)6-2170	(08512)6-2170	
21	都万町民運動場	都万2153番地	(08512)6-2311	(08512)6-2315	都万支所
22	那久小学校グラウンド	那久698番地1	(08512)6-2264	(08512)6-2264	
23	隠岐水産高等学校グラウンド	東郷吉津2番地	(08512)2-1526	(08512)2-6079	
24	隠岐高等学校グラウンド	有木尼寺原1番地	(08512)2-1181	(08512)2-6195	
25	隠岐養護学校グラウンド	城北町363番地	(08512)2-3593	(08512)2-3142	
26	隠岐の島町運動公園	栄町1435番地	(08512)2-0458		拠点施設

指定避難場所

指定難所は「災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設」のこという。

表２－１５　指定避難場所一覧

No.	施　設　名	所　在　地	TEL	FAX	備　　考
1	西郷小学校	西町大城の四4番地	(08512)2-0696	(08512)2-0447	
2	飯田小学校	飯田白崎1番地1	(08512)2-0469	(08512)2-0469	
3	大久小学校	大久宮原18番地	(08512)2-1640	(08512)2-1767	
4	中条小学校	原田1445番地	(08512)2-0349	(08512)2-1402	
5	有木小学校	有木クラミ口21番地2	(08512)2-0784	(08512)2-0784	
6	磯小学校	下西1714番地1			H19.4.1～
7	中村小学校	中村1494番地1	(08512)4-0004	(08512)4-0004	
8	布施小学校	布施578番地1	(08512)7-4005	(08512)7-4005	
9	五箇小学校	郡67番地	(08512)5-2002	(08512)5-2857	
10	都万小学校	都万2362番地1	(08512)6-2005	(08512)6-2005	
11	那久小学校	那久698番地1	(08512)6-2264	(08512)6-2264	
12	西郷中学校	栄町489番地	(08512)2-0178	(08512)2-0724	
13	西郷南中学校	下西154番地2	(08512)2-0103	(08512)2-0103	
14	中村中学校	中村1495番地1	(08512)4-0025	(08512)4-0025	
15	布施中学校	布施578番地	(08512)7-4421	(08512)7-4005	
16	五箇中学校	郡162番地	(08512)5-2024	(08512)5-2359	
17	都万中学校	都万2533番地1	(08512)6-2170	(08512)6-2170	
18	下西小学校	下西1696番地	(08512)2-0446	(08512)3-0056	二次指定
19	今津小学校	今津346番地2	(08512)2-0725	(08512)2-0725	〃
20	加茂小学校	加茂411番地	(08512)2-0783	(08512)2-4285	〃
21	隠岐島文化会館	西町吉田の二2番地	(08512)2-0237	(08512)2-0815	〃
22	五箇生涯学習センター	郡74番地	(08512)5-9011	(08512)5-9012	〃
23	中条町民体育館	原田396番地			〃
24	岬町民体育館	岬町中の津四2109番地1			〃
25	隠岐の島町農村環境改善センター	郡575番地1	(08512)5-3019		〃
26	隠岐水産高等学校	東郷吉津2番地	(08512)2-1526	(08512)2-6079	〃
27	隠岐高等学校	有木尼寺原1番地	(08512)2-1181	(08512)2-6195	〃
28	隠岐養護学校	城北町363番地	(08512)2-3593	(08512)2-3142	〃
29	隠岐の島町総合体育館	栄町1437番地	(08512)3-0025		拠点施設

特定指定避難所

特定指定避難所は「一般（指定避難所）での避難生活が困難な要援護高齢者や障害者が必要な生活支援を受けることが可能な二次的避難施設」のことをいう。

表２－１６　特定指定避難場所一覧

No.	施　設　名	所　在　地	TEL	FAX	備　　考
1	隠岐の島町地域福祉センター	北方278番地2	(08512)5-3541	(08512)5-3542	
2	岬町デイサービスセンター	岬町中の津の四302番地	(08512)2-3454	(08512)2-3743	
3	中村デイサービスセンター	中村1557番地1	(08512)4-0756	(08512)4-0756	
4	中条デイサービスセンター	原田390番地3	(08512)2-5922	(08512)2-9332	
5	隠岐の島町中老人福祉センター	中村1541番地4	(08512)4-0002	(08512)4-0426	中出張所
6	隠岐の島町高齢者生活福祉センター	布施642番地1	(08512)7-4373	(08512)7-4372	蓬莱園
7	隠岐の島町都万保健センター	都万1773番地1	(08512)6-2311	(08512)6-2315	都万支所

⑤危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状と目標

（耐震改修促進法第 6 条第 2 号）

表２－３に隠岐の島町内にある耐震改修促進法第 6 条第 2 号に該当する建築物数について示す。下表により、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は耐震化を行わなくても、現状のままで現行の耐震基準をすべての該当する建築物が満たしている。

表２－１７　第 6 条第 2 号に該当する建築物の現状の耐震化率

用途	建築物数（戸）	昭和56年6月以降（戸）	昭和55年5月以前（戸）	③のうち耐震性あり（戸）	耐震性あり（戸）	耐震化率（%）
	①＝②＋③	②	③	④	⑤＝②＋④	⑤＝⑤／①
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物	8	8	0	0	8	100.0%

（隠岐広域連合消防本部ヒアリング）

⑥通行を確保すべき道路沿いの建築物（耐震改修促進法第 6 条第 3 号）

地震時に多数のものが避難や災害時拠点との交通を円滑に進めるために「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」が定められている。隠岐の島町内で地震による被害が起きた場合に建築物の倒壊などにより緊急物資の運搬や地域住民の避難路となる道路を閉鎖する事を未然に防止するために、緊急輸送道路沿いの建築物について耐震化を図る必要がある。これらの建築物のうち、特定建築物に該当する建築物について平成 27 年度末に耐震化率を 90%にすることを目標とする。これまでに耐震診断を行った履歴がないため、特定建築物に該当する建築物のうち昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築されている建築物に対して、耐震診断を行い、耐震性に欠けると判断された建築物については耐震化を図っていく必要がある。隠岐の島町内の緊急輸送道路沿いの建築物数は表２－１４のとおりである。

表２－１８　第 6 条第 3 号に該当する建築物数

市町村	機能区分	幅員	建築物数	計	合計
隠岐の島町	第1次	12m以上	19	27	37
		6～12m	8		
		6m未満	0		
	第2次	12m以上	2	10	
		6～12m	7		
		6m未満	1		
	第3次	12m以上	0	0	
		6～12m	0		
		6m未満	0		

・第 1 次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市庁舎及び空港、重要港湾を連絡する道路 。

・第 2 次緊急輸送道路ネットワーク

第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路。

・第 3 次緊急輸送道路ネットワーク

上記以外で、地震防災対策上重要な施設を連絡する道路１：安全で快適な通行空間の確保

図２－８　緊急輸送道路ネットワーク図

第３章　建築物の耐震化目標を達成するための施策

３－１．施策の基本的な取り組み方針

（１）耐震化事業における役割分担

阪神・淡路大震災における死者のほとんどが建築物の倒壊によるものであったことや、建築物の倒壊により道路が塞がれたことによって避難や救援活動及び消火活動への妨げが大きかった。このことを踏まえ隠岐の島町では大地震による災害から町民の生命、財産を守り、被害を最小限にとどめるため、行政はもとより、町民一人一人が自発的かつ積極的に防災に対する役割を果たしていくこととする。

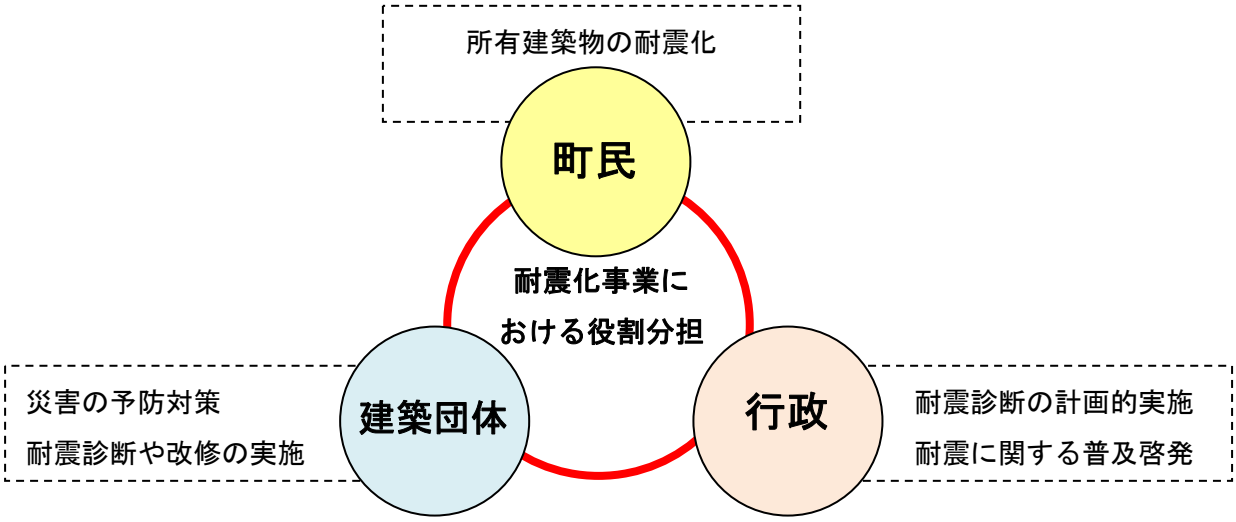

図３－１　事業における役割分担

①町民（建築物所有者）の役割

建築物の所有者は、地震に対して安全性を確保するとともにその向上を図ることが必要である。特に特定建築物所有者は、多数の利用者の人命を預かる立場を自覚し責任を持って建築物の耐震化を行うよう努める。

②建築団体の役割

行政と連携して大規模地震災害の予防対策に向けての取り組みや、建築物所有者に対する情報提供及び安全で安心な耐震診断や耐震改修工事の実施をする。

③隠岐の島町の役割

耐震性が不十分な町有建築物の耐震診断を計画的に実施するとともに、住宅及び特定建築物の所有者に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策の措置を講じることとする。

（２）重点的に耐震化を図る地域及び建築物

①重点的に耐震化を図る“地域”

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画で定められている緊急輸送道路沿道地域、避難路沿道地域及び市街化区域内の商業・近隣商業地域は重点的に耐震化を図っていく。また、耐震化マップに示されている非耐震化エリアは、想定されている規模の地震が起きた場合に全壊する可能性のある建築物が多くある地域であり、地震による被害を最小限にくい止めるためにこの地域に対しても耐震化を促していく。

②重点的に耐震化を図る“建築物”

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、現行の耐震基準法に規定されている耐震関係規定の基準を満たしていない住宅や耐震改修促進法に定める特定建築物のほか、災害時に医療活動の中心となる病院等の施設、住民の避難場所となる学校・公民館等の施設、高齢者・身体障害者等の生活弱者が利用する施設、その他多数のものが利用する施設等について重点的に耐震化を図るものとする。

③沿道建築物の耐震化

災害時において、円滑な住民の避難、救急・消防活動及び緊急物資の輸送等の妨げにならないよう、建築物の倒壊によって道路を閉塞させないことが重要となる。地震発生時に通行を確保すべき道路は「隠岐の島町地域防災計画」に基づき、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく第一次緊急輸送道路～第二次緊急輸送道路に指定されている道路等である。また、その沿道の建築物のうち、道路を閉塞させる恐れのある建築物を「重点的に耐震化すべき建築物」として耐震化を推進する。

④避難路等の現状把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

緊急輸送道路のほかに、町民が生活をする場から避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及び避難路に通じる狭隘な街路等幅員を調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備していく。これに基づき、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について耐震診断及び耐震改修の促進を図っていく。

⑤防災拠点の耐震化

災害時に避難する集会場や公民館等の避難施設については、被災した際に重要な施設となることから、「重点的に耐震化すべき建築物」として耐震化を推進する。

３－２．耐震診断・耐震改修を行うための支援策

住宅の現状 44%程度しかない耐震化率を、6 年後の平成 27 年に国の目標である少なくとも 90%に引き上げるという高い目標を達成するためには、これまでの建替え及び改修工事の実績を遙かに凌ぐペースで耐震化工事を実施する必要がある。また、建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題として、また地域の問題として捉え、主体的に取組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となる。

隠岐の島町では、このような建築物の所有者等の取組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築や耐震化を行いやすい環境の整備など必要な施策を講じること、所有する公共建築物の耐震化に取組むこと、さらに県と連携して耐震診断の促進に取り組む。

３－３．耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

（１）耐震診断・耐震改修を行うための支援策

平成 27 年度末までに住宅や特定建築物の耐震化目標を達成するためには、昭和 56 年 5 月 31 日までの建築基準法で建築された建築物について耐震性が不十分と判定された場合には耐震改修を行っていく必要がある。昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行った履歴のある建築物が少ないためにその実態は不明確である。

そこで実情を把握するために耐震診断から実施していく必要があるが、耐震診断や耐震改修には多額の費用を必要とするため、建築物所有者が全額負担で行うことには限界があり、耐震改修事業に対する助成制度の創設が求められている。

このため、隠岐の島町では耐震診断や耐震改修を促進していくために国や県と協力し、助成制度の創設に向けて取り組んでいく。

表３－１　耐震改修事業補助制度

項　目	国の補助	隠岐の島町
耐震 診断	補助率：民間が実施する場合 2/3　（国 1/3、地方 1/3）	準備中
耐震 改修	**地域要件** ・戸建住宅：既成市街地で震災時に倒壊により道路閉塞が生じる恐れのある地区 ・建築物、マンション：全国の DID 地区等 （収入分位 40%未満の世帯の住宅は地域要件を撤廃） **補助率**：15.2%（民間事業者等実施）（国 7.6% 地方 7.6%） 以下の場合は補助率をかさあげ ・緊急輸送道路沿道の住宅及び建築物：2/3（国 1/3、地方 1/3） ・避難所等建築物：2/3（国 1/3、地方 1/3） ・避難路沿道分譲マンション：1/3（国 1/6、地方 1/6） ・収入分位 40%以下の世帯の住宅：23%（国 11.5%、地方 11.5%）	検討中
税制	**所得税額控除** **補助率**： 既存住宅の耐震改修工事を行った場合に、改修費用と当該改修に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（200 万円を上限）の 10%を所得税額から控除。 **補助要件**： ・その者の居住の用に供すること ・昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準により建築された住宅である	検討中

	こと ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修をおこなうこと ・住宅耐震改修証明書等の必要書類を添付して確定申告を行うこと ・適用期限：平成 25 年 12 月 31 日 ※住宅ローン減税制度との併用可 **固定資産税額の減額** 適用範囲：120m2 相当部分まで 減額期間： ・平成 18 年～平成 21 年に工事を行った場合：3 年間 1/2 に減額 ・平成 22 年～平成 24 年に工事を行った場合：2 年間 1/2 に減額 ・平成 25 年～平成 27 年に工事を行った場合：1 年間 1/2 に減額 適用要件 ・昭和 57 年 1 月 1 日以前に所在する住宅であること ・耐震改修費用が 30 万円以上であること ・改修工事完了後.3 ヶ月以内に、物件所在の市町村に証明書等の必要書類を添付して申告すること。	

表３－２　住宅金融支援機構による融資制度

	種類	対象・その他
住宅金融支援機構	リフォーム融資	耐震改修：都道府県や市区町村の認定を受けた耐震改修計画に従って行う工事が対象となる。 耐震補強：機構の定める耐震性に関する基準に適合するよう行う工事 基本融資額：1000 万円（住宅部分の工事費が上限） 金利 固定金利：(申し込み時の金利が適用)
	賃貸住宅リフォームローン	対象： １、耐火構造又は準耐火構造 ２、次のいずれかの建て方 ・共同建て ・２階建て以上の重ね建て ・連続建て 融資限度額（１戸あたり） 増築、改築、設備の改築工事 10,000 千円 修繕等の工事　10,000 千円 0r　5,000 千円 ※金利 返済期間 10 年と 20 年によって異なる

（２）安心して耐震診断・耐震改修ができる環境整備

①住民への情報提供

・啓発用リーフレットやインターネットを利用した情報公開

隠岐の島町が作成した耐震化マップの公開のほか、地震被害の状況や耐震診断問診表、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、リフォームにあわせた住宅の耐震改修方法を紹介する事例集を相談窓口に設置する。またインターネット上に掲載されている耐震診断・耐震改修に関連するホームページの紹介を行っていく。

・優良技術者、優良事業者の紹介

島根県や建築関係団体と連携し、優良なリフォーム事業者、技術者情報の閲覧ができる仕組みの構築を目標とする。

・耐震改修講習会の開催

町民を対象に、建築・建設会社、コンサルタント会社等の専門家による耐震改修に関する講習会を開催する。主な内容として、耐震調査から改修工事までの流れや、各種補助制度等について講習を行い、耐震改修に関する情報を提供する。

②相談窓口の設置

耐震診断・改修など、住宅・建築物の耐震化についての相談を適切に対応するため、耐震相談窓口を設置していく。

（３）地震時の総合的な安全対策

①窓ガラス等の落下防止対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法が建築基準法関連告示で改正された。その後、平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。このため、改正前の固定方法による窓ガラスを有する建築物の所有者、管理者に対して、点検を通じ改善をするように促していく。

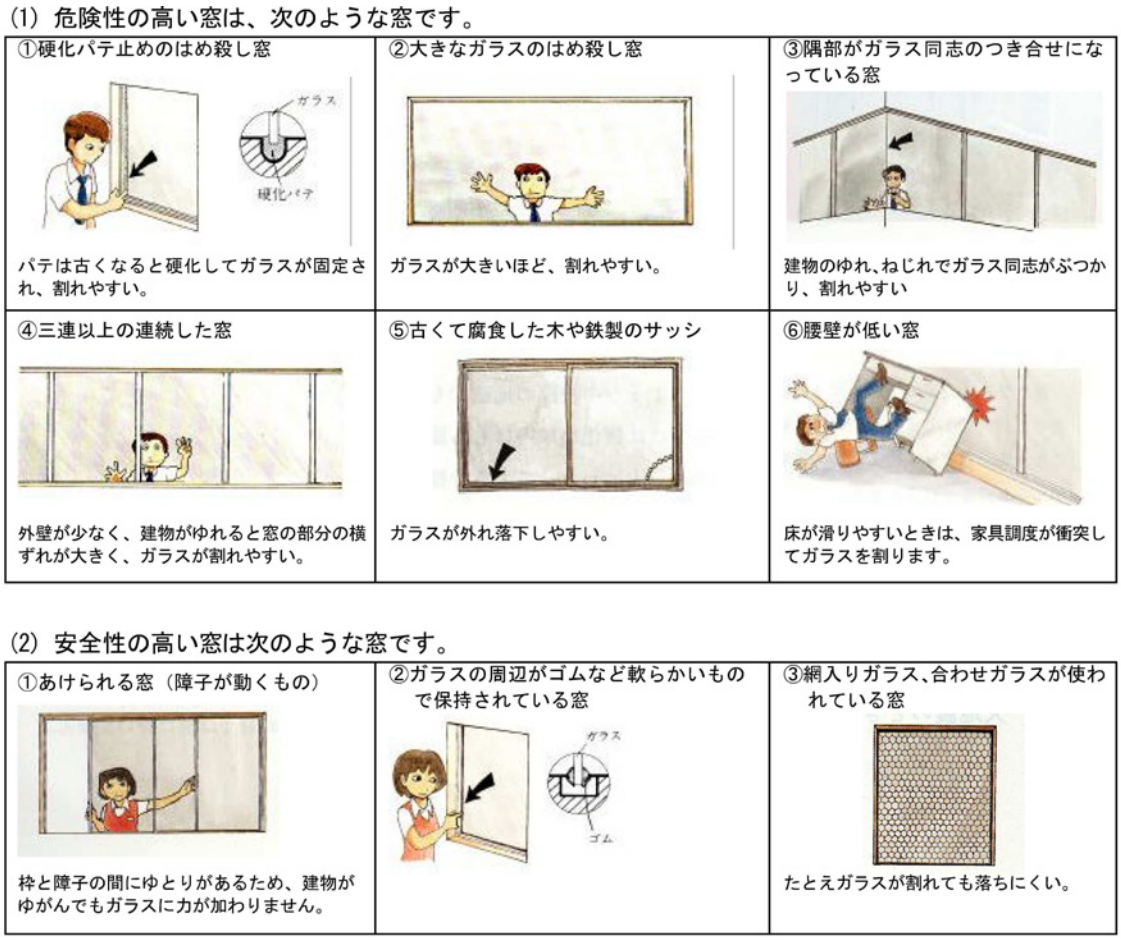

図３－２　窓の点検方法

（出典：財団法人 日本建築防災協会）

②ブロック塀の倒壊対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことによりブロック塀に関する基準が改正された。地震時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことが考えられる。ブロック塀の安全性を確保するため、ブロック塀が下記の基準に適合しているか調査を行い、この基準に満たないブロック塀については、補強または撤去する等の対応を促していく。

表３－３　建築基準法施行令

建築基準法施行令

（組積造のへい）

第61条　組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　高さは、1.2 メートル以下とすること。

二　各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。

三　長さ 4 メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1. 5 倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1. 5 倍以上ある場合においては、この限りでない。

四　基礎の根入れの深さは、20 センチメートル以上とすること。

（塀）

第 62 条の 8　補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2 メートル以下の塀には、第 5 号及び第 7 号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一　高さは、2. 2 メートル以下とすること。

二　壁の厚さは、15 センチメートル（高さ 2 メートル以下の塀にあっては、10 センチメートル）以上とすること。

三　壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。

四　壁内には、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80 センチメートル以下の間隔で配置すること。

五　長さ 3. 4 メートル以下ごとに、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。

六　第 3 号及び第 4 号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。

七　基礎の丈は、35 センチメートル以上とし、根入れの深さは 30 センチメートル以上とすること。

③大規模建築物における天井崩壊対策

平成 14 年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩壊したことを受けて、天井の揺れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準（「大規模建築物の天井崩壊対策について技術基準)」（平成 15 年 10 月 15 日付け国住指発第 2402 号)）が作成された。その後、平成 17 年 8 月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩壊し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。このため、技術基準に適合していない建築物については、点検、改修を通じて技術基準に適合するように既存建築物の所有者・管理者に対して県と協力して促していき、地震時に対して備えを行っていく。

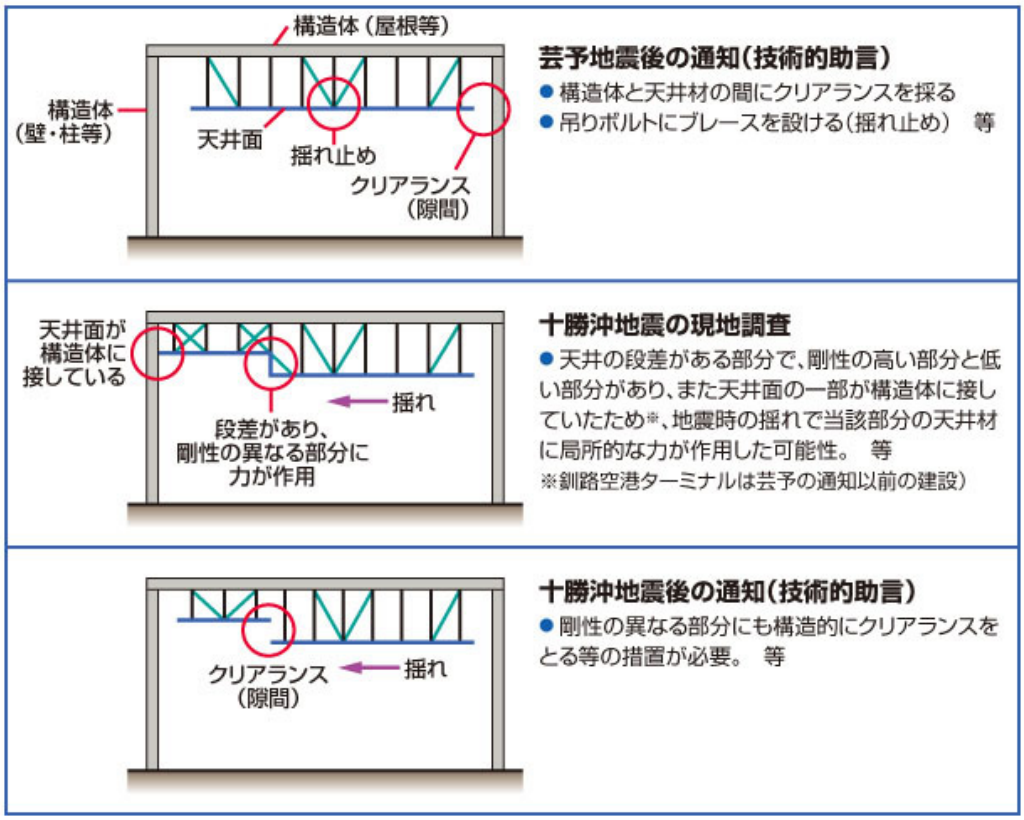

図３－３　天井崩壊における技術的助言

（出典：国土交通省、平成 15 年技術的助言より）

④地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震においては、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要があると提言された。この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998 年以降の「昇降機耐震設計・施行指針」（以下「新指針」という。）に基づいたエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。このため、新指針に適合しない既存エレベーターの建築物所有者等に対して、新指針と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のためＰ波感知型地震時管制運転装置（地震発生時にエレベーターを安全に制御し、閉じ込め事故等を防止するための装置）の設置も合わせて県と協力し促していく。

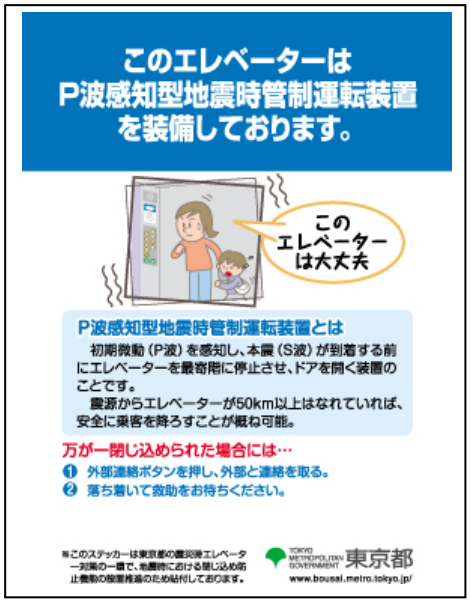

図３－４　閉じ込め事故防止のための
Ｐ波感知型地震時管制運転装置の導入を知らせるステッカー
（出典：東京都）

⑤家具の転倒防止策の促進

近年の大規模地震では、住宅の倒壊によるものだけでなく、建物のゆれにより住宅内に配置している家具や家電製品の転倒により死者や負傷者など多くの被害が発生している。このような状況を踏まえ、建築関係団体や有識者等と協力して、効率的な家具の転倒防止策について身近なことから始める事ができるつっぱり棒や粘着性の素材を使用した補強器具の設置などの情報提供を行い、町民に対して周知を行っていく。特に、高齢者にとっては致命的な問題となることから、居間や寝室など滞在時間の長い部屋の安全対策が実施されるよう、自治会等を通じて啓発を行っていく。

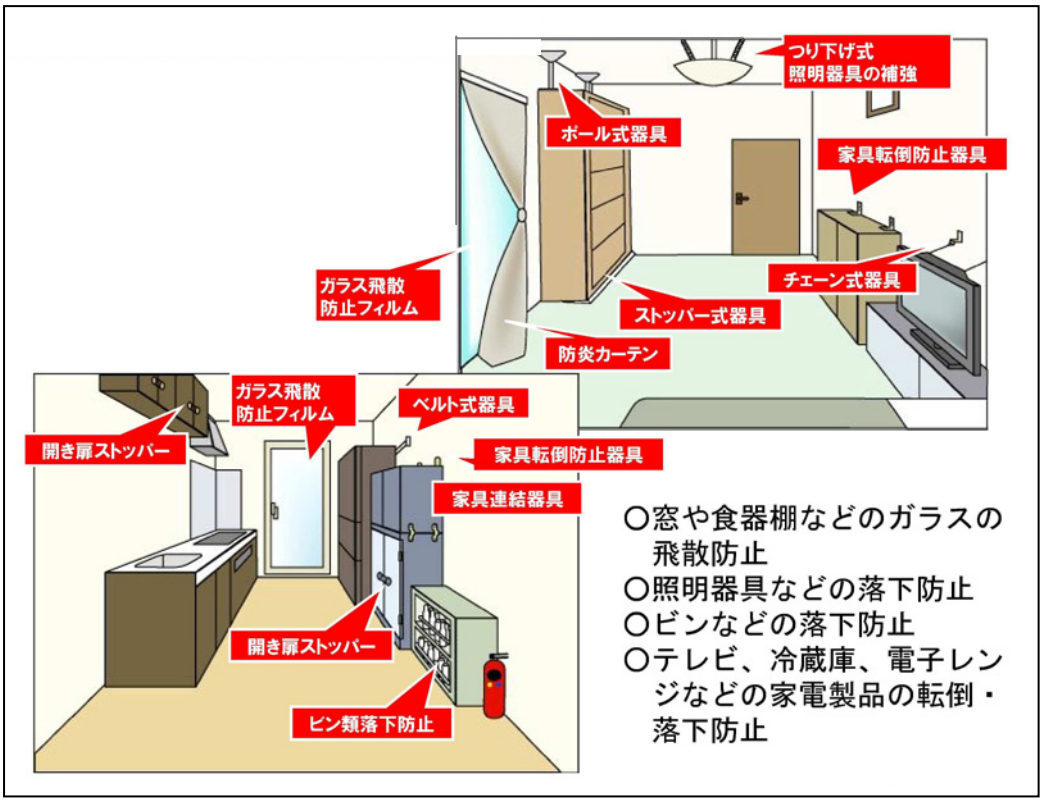

図３－５　家庭内における家具等の転倒防止対策

（出典：東京都）

⑥地震に伴う土砂災害等による建築物の被害軽減

土砂災害として山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などが挙げられる。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区分される。これらの土砂災害を引き起こす原因として、降雨、融雪、地震等がある。洪水等と比べ、ひとたび土砂災害が発生すると周辺の町民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。昨今において、各地で豪雨災害が発生している状況である。土砂災害は豪雨によるものだけでなく、地震により起こることもある。近年の例として 2008 年 6 月 14 日に起こった岩手宮城内陸地震が挙げられる。平成 13 年に制定された「土砂災害防止法」の下、島根県の基礎調査の結果、平成 18 年 12 月末時点で隠岐の島町全域で土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）に指定されている。また、今後建築物の損壊が生じ、住民に著しい被害が生じる地域（土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン））の指定も検討されている。このような情報を住民に開示し災害に対する危険の周知を図るともに、相談窓口を通じて住民との相談に応じていく。地震に伴う土砂災害の恐れがある危険な区域における住宅対策や支援について、既存住宅の移転促進等のソフト対策などを推進してく。

図　３－６　しまね砂防危険箇所検索システム

（出典：島根県）

３－４．耐震化に関する意識の啓発及び知識の普及に関する施策

（１）耐震化マップの作成及び公表

構造別耐震化マップとは、昭和 56 年以降に施行された新構造基準により家屋の耐震化が行われているか否かを、エリアごとに把握するためのものである。 耐震化マップをもとに町民が未耐震化エリアを把握することで、緊急時の避難ルートの選定等、地震防災対策に対しての意識向上を促していく。

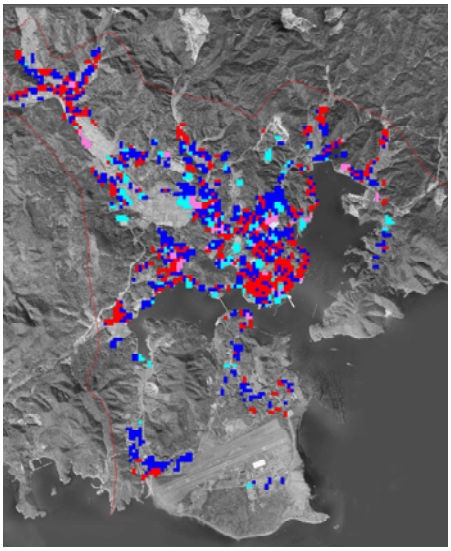

図３－７　耐震化マップ

（２）リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームや増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事とあわせて耐震改修を行うことは、費用、工期の面からもより効果的である。そのことを建築関係団体と連携して住民に対して紹介していくことにより、増改築やバリアフリー化等のリフォームに合わせて耐震改修を促していく。

（３）自治会との連携・取り組み支援策

災害時の避難や消化活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自治会と連携し、建築物の所有者に対して、耐震性の向上に関する知識の普及、啓発を図るため、町が実施している出前講座の開催やパンフレット等の配布等により、建築物の耐震化への取り組みを行う。

（４）防災教育の普及促進

小中学校での体育や理科、社会科など各教科を通じて、自然災害発生のメカニズムや、地域の自然災害や防災体制など基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるように、地域防災スクール等を活用して防災学習を行っていく。また、学校の行事として具体的な場面を想定した避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく課外活動などとの連携を図るなど適切に行っていく。また、児童、生徒だけでなく、教職員に対しても研修会を開催するなどして防災教育の充実をしていく。

３－５．耐震改修促進法及び建築基準法による指導、公表等の実施

（１）関係団体による協議会の設置

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合、町は県との連携により、必要な措置を講じていく。また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、町営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行っていく。さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行っていく。

（２） 技術者ネットワークを活用した耐震改修の促進

耐震改修を促進していくためには、耐震診断士、一級建築士をはじめとした各種技術者の育成が急務である。また、建築・建設会社、コンサルタント会社等の各種専門家のネットワークを構築し、耐震診断から耐震改修までスムーズに行えるような体制を整備していく。

技術者ネットワークの確立
- 耐震診断士、一級建築士
- 建築会社、建設会社
- コンサルタント、設計会社　等

（３）地震保険の加入促進

地震保険の世帯加入率は、低いものと推測される。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、県と連携し、広報などにより地震保険の促進に努めていく。

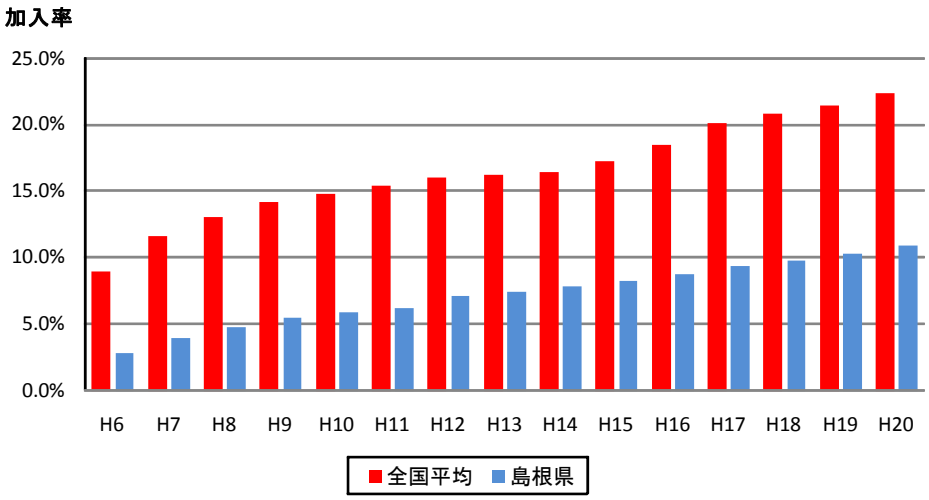

図３－８　地震保険加入率（出典：社団法人 日本損害保険協会）

（４）耐震診断・耐震改修マーク表示制度の普及

国土交通省指導の下、地方公共団体及び建築関係団体等などで構成する「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」は、平成 20 年 2 月 13 日に「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」を創設し運用を開始した。本制度は、昭和 56 年の新耐震基準施行前に着工された特定建築物が対象で、耐震診断や耐震改修で現行基準への適合が確認された場合、ロゴマークが記載されたプレートを交付している。プレートを用いてその旨を当該建築物等に表示し建築物利用者等に情報提供することにより、建築物所有者や管理者の耐震安全意識の向上を図るとともに、耐震改修を促進し、さらに地震発生時における建築物利用者等の的確な対応が可能となることから、当制度について民間特定建築物所有者に対して促していく。

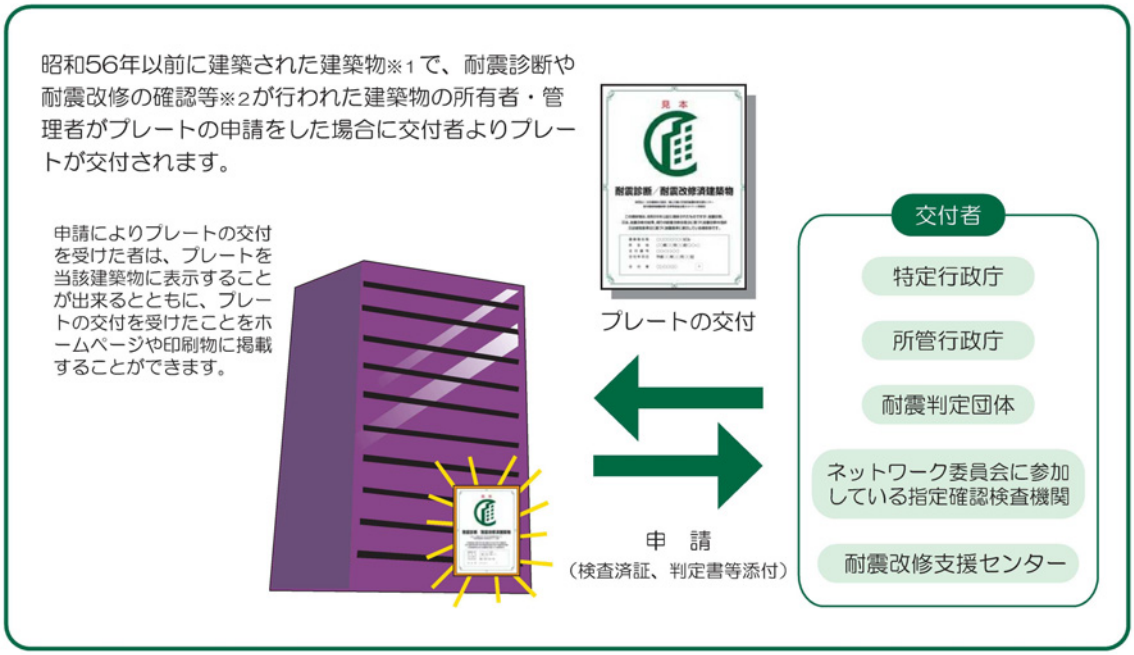

図３－９　耐震診断・耐震改修マーク表示制度の概要

（出典：財団法人 日本建築防災協会）

（５）住宅性能表示制度の活用促進

住宅性能表示制度は法律で基づく制度であり、外見や間取りではわからない住宅の性能を 10 項目の観点から専門家が判断する制度である。その中には、地震に対する強さの項目として柱や土台が地震などで倒壊しないか等、住宅の構造の安定度の評価や、火災に対しての家屋の耐久性を評価する項目がある。この制度を活用し建設住宅性能評価書を受けた住宅は、民間金融機関や公共団体の住宅ローンの優遇や、地震に対する強さの程度に応じた地震保険料の割引制度が活用できる。町は、この制度の活用促進に向けて住宅関係団体によるもの、又は町報掲載などにより情報の提供をすることにより住民に対して促していく。

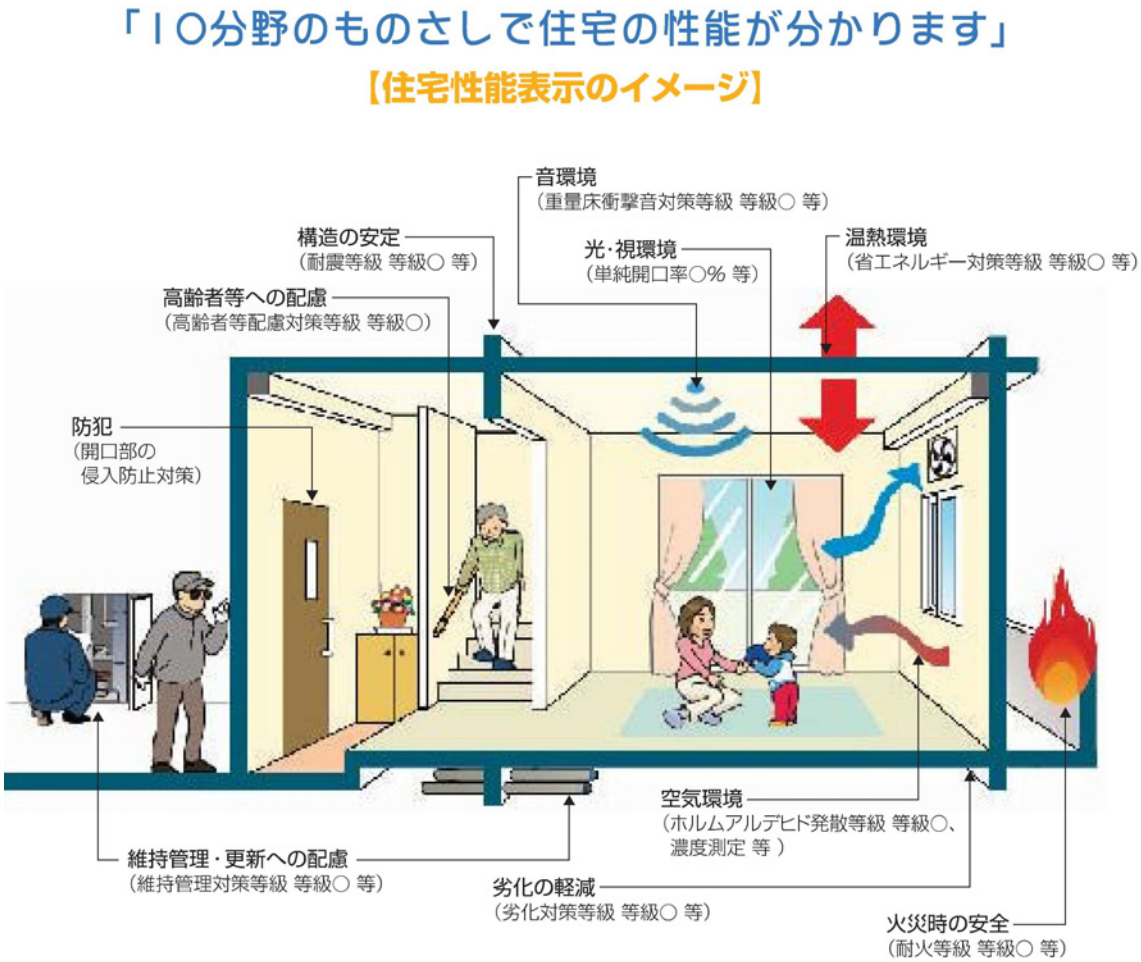

図３－１０　住宅性能表示制度における診断 10 項目

（出典：国土交通省住宅局住宅生産課）